年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 25 件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 16件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 34 件

国民年金関係 19件

厚生年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年 金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録 を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から60年6月まで

② 昭和60年10月から同年12月まで

私が30歳になった昭和58年に区役所で国民年金の加入手続を行った際、職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、56年4月からの保険料は納付している。また、60年7月から9月までの保険料が未納であるとして62年10月12日付けで区から通知が届いたので当該期間の保険料は納付しており、そのほかに未納であるとの通知が届いたことはない。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和62年10月ごろに払い出されたことが確認でき、払出時点において申立期間②は、過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間②は3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、申立期間②の保険料については、その前後の期間と合わせて過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、30歳になった昭和58年に区役所で国民年金の加入手続を行った際、職員にさかのぼって保険料を納付できると勧められ、保険料を納付したと申述しているところ、手帳記号番号の払出時点において時効により保険料を納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たら

ない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月から同年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月から同年3月まで

② 平成17年9月から同年10月まで

私は、申立期間当時、アルバイトで働いていたので、国民年金に加入 し、申立期間の国民年金保険料は郵送されてきた納付書を使って、金融 機関やコンビニエンスストアで納付した。保険料を納付したのに未納と されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、郵送されてきた納付書を使い、金融機関等において国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の保険料の納付日等により平成7年1月ごろに払い出されたことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間①に係る納付書の作成が8年7月に行われていることが確認でき、納付書の作成時点において申立期間①は過年度納付が可能な期間であり、申立期間は3か月と短期間であることを考え合わせると、申立人は申立期間①の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、オンライン記録によると、申立人は平成17年9月1日に厚生年金保険の資格を喪失したことにより、18年5月に国民年金の加入を促す適用勧奨がなされたことが確認でき、申立人は、その時点まで厚生年金保険から国民年金への切替手続を行わなかったものと考えられる上、その後において加入手続が行われた記録は存在せず、申立人の所持する年金手帳には当該期間において国民年金の資格を取得したことも記載されていないことから、申立期間②は、国民年金に未加入の期間で

あり、申立期間に係る納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付して いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年4月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から平成2年5月まで

② 平成5年1月から同年4月まで

私の国民年金については、両親が加入手続を行い、国民年金保険料は 昭和57年から納付をしてくれた。

また、申立期間のうち平成5年1月から同年4月までの期間についても未加入とされているが、年金手帳には、同年1月1日に資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失したことが記載されている。

申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録では申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間とされているところ、申立人の所持する年金手帳には平成5年1月1日に国民年金の資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失していることが記載され、A市の印が押されていることが確認でき、オンライン記録と年金手帳に記載された加入記録に齟齬が見受けられることから、行政側の手続及び記録管理が適正に行われなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の資格取得日及び保険料の納付日から平成5年5月以降に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立期間②は、加入時において過年度納付及び現年度納付が可能な期間である上、申立人は、

申立期間②以降の同年5月及び同年6月の保険料を納付済みであることを 踏まえると、申立人に対し、年金手帳に記載された加入記録に基づく納付 書が交付されていたと考えられることから、申立期間②の保険料について も納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、国民年金の加入手続は平成5年5月以降 に行われたものと推認できることから、加入時点において申立期間①は時 効により保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、 申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は 見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成5年1月から同年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から同年9月まで 私は、昭和60年4月ごろA区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間に係る国民年金保険料を郵便局で納付した記憶があり、 未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日により、昭和62年6月ごろに払い出されたことが確認でき、同年6月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料は、加入手続時点において、過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間は、3か月と短期間である上、オンライン記録によると、申立期間の前後の保険料は、納付済みであることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料についても、その前後の保険料と同様に過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、老後のこともあるので国民年金保険料はきちんと納付してきたが、「ねんきん特別便」で申立期間が未納であることを知った。転居に伴い、申立期間の保険料を納付した証拠となるものは処分して無いが、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月1日に国民年金に加入し、申立期間を除き、60歳までの国民年金の加入期間において国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替及び住所変更手続も適切に行っていることから国民年金制度に理解があったものと推認される。

また、申立期間は12か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みであることから、申立期間は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間、同年4月から56年12月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで

② 昭和55年4月から56年12月まで

③ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、社会保険事務所(当時)に勤める友人の勧めで昭和55年1月に 国民年金に任意加入をして付加保険料も当初から納付した。申立期間① はA県B郡C町役場で、申立期間②はD区役所で、また、申立期間③は A県E郡F町役場(現在は、G市F支所)で、その都度国民年金保険料 と合わせて付加保険料を納付していたのに、申立期間の付加保険料が未 納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間は任意加入当初の3か月と短期間であり、定額保険料は納付済みと記録されている。

また、申立人は国民年金に任意加入した際、付加保険料を合わせて納付した動機を明確に記憶しており、申立期間直後の付加保険料を納付したことが確認できることから、加入手続当初の付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人及び前後3名の任意資格取得者の払出日が昭和55年4月1日と記載されているところ、それぞれの資格取得日は同年1月又は同年2月である上、C町の保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、同年1月から同年3月まで検認印が押されており、同年3月の検認印の上に「転出」の印が押さ

れていることが確認できることから、C町における加入当初の一連の事務処理が転出後の同年4月1日以降に行われたことがうかがえる。

- 2 申立期間②については、F町の保管する被保険者名簿の検認済記録欄には、申立期間②を含む昭和55年4月から60年3月までの期間が付加保険料を含めて定額保険料を納付したことが記録されている上、同備考欄に「S59.4.21、59.3以前TEL間取り」と記載があり、申立人が同町に転入した59年4月4日に近接する同年4月21日に申立人の納付状況を転入前のD区に確認したことがうかがえる。
- 3 申立期間③については、F町の被保険者名簿の記録から、申立人は昭和59年4月4日にD区から転入し、61年4月4日に再びD区に転出したことが記録されているところ、同町で納付した昭和59年度を含む、昭和55年4月から60年3月までの期間の保険料が付加保険料を含めて納付済みと記録されていることから、申立人が昭和60年度について定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年 金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録 を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から38年3月まで

② 昭和40年4月から41年3月まで

私は、高校卒業後、A区のB社に勤務し、社長夫妻と同居していたが、会社から20歳になったら国民年金に加入させると聞いた。途中でA区からC区へ会社が移転したが、20歳以降、退職するまで、同社が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と短期間であり、戸籍の附票から申立人は昭和39年3月6日にC区に住所が移転していることから、昭和39年度の国民年金保険料はC区で納付されたものと推認され、前後の期間は納付済みであることから、40年度の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は会社の経理担当者より、「20 歳になったので国民年金の加入手続を行った。」と聞いたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年9月11日に社会保険事務所(当時)からA区に払い出されていることから、申立人が20歳になった36年*月に加入手続を行い、保険料を納付していたとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に申立期間① の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出された ことをうかがわせる事情は見当たらない上、同期間の保険料を納付したこ とを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、当時住民票のあったA県B市から平成4年ごろに国民年金の加入勧奨を受け、私の父が国民年金の加入手続を行い、遡って12か月分の国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の加入記録により、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続を行ったのは平成4年11月ごろと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、B市では、平成4年ごろ、はがきにより資格取得を勧奨していたと述べており、資格取得の勧奨を受けて申立人の父が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと述べる申立人の主張と一致する。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父は長期間にわたり未納は無く、申立期間の保険料も納付済みとなっている上、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間以降に未納が無いことから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び52年1月から同年 3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めら れることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで

② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①については、私は国民年金保険料を納付していて国民年金 手帳に検認印も押されているのに、理由も無く昭和 45 年 4 月 22 日で資 格喪失とされており、さらに 46 年 4 月 1 日で任意の再取得とされている が、私が結婚したのは 49 年 12 月なので 46 年に任意加入者になる理由も 無く、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

また、申立期間②については、昭和 51 年 9 月までの保険料はA区で納付し、同年 10 月からの保険料は転居先のB市で納付していたのに、未納とされているのは納得できない。これらの申立期間を納付済みとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 45 年4月から同年9月までの国民年金保険料を同年7月に、同年 10 月から 46 年3月までの保険料を同年2月に納付したことを示す検認印が押されている。

また、申立人の年金記録は昭和 45 年4月に被保険者資格を喪失し、46 年4月に任意で再取得となっているが、申立人は、この間アルバイトなどをしており厚生年金保険等には加入しておらず、国民年金の被保険者資格を喪失する理由は見当たらない上、同年4月に任意で再取得する理由も見当たらないことから、行政側の記録管理の誤りと考えられる。

さらに、年金事務所は、申立人の記録照会に対し、申立期間①当時より

未加入の期間としているのに、納付されていた保険料を還付していなかったことを認めて平成 22 年6月に還付決議を行っているなどの不手際が見受けられる。

申立期間②については、申立人は任意加入者であり、国民年金の加入期間において申立期間②以外に未納は無いことから、保険料の納付意識の高さがうかがわれる上、申立期間②の前後の保険料は納付済みであり、申立期間②は3か月と短期間であることを踏まえると、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和42年8月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 26 日から 43 年 8 月 26 日まで 私は、昭和 42 年 8 月 26 日に A社に入社し、厚生年金保険の被保険者 資格を取得し、44 年 12 月末に退職するまで継続して勤務した。厚生年 金保険料も給与から控除されていたので、同社に入社した 42 年 8 月 26 日から厚生年金保険の加入記録が無いことは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び年金手帳により、申立人が初めて被保険者資格を取得した日は昭和42年8月26日であることが確認できる上、厚生年金保険被保険者名簿台帳記号番号払出簿により、申立人の年金手帳記号番号は、同日を資格取得日としてA社に払い出されていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日は、昭和42年8月26日と記載された後、二重線で取り消され、43年8月26日に訂正されていることが確認できる上、申立人の被保険者記録(健康保険証整理番号*番)は、*番の被保険者の次に記載され、申立人と同じ健康保険証整理番号(*番)の被保険者が重複して記載されていることが確認でき、厚生年金保険及び健康保険に係る記録管理に不適切さが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格取得日は、厚生年金保険被保険者証に記載された昭和42年8月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年8月1日から同年11月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年11月30日から4年6月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人のB社における資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 :① 平成3年8月1日から同年11月30日まで

② 平成3年11月30日から4年6月1日まで

③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

私は、申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に勤務していた

が、この間の厚生年金保険の被保険者記録が間違っている。標準報酬月額について、申立期間①及び②は24万円に、申立期間③は26万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が保管する給与支給明細書により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされる旨の処理が行われたと確認できる4年8月26日付けで、申立人に係る3年8月から同年10月までの標準報酬月額の記録が11万円に遡及して訂正されていることが確認でき、同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者についても同様の処理がされている。

また、申立人が保管する給与支給明細書によると、申立期間①に係る 厚生年金保険料控除額は、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する額であ ることが確認できる。

さらに、申立期間②については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされる旨の処理が行われたと確認できる平成4年8月26日付けで、申立人の3年10月の定時決定の記録が取り消された上、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年11月30日として記録されていることが確認でき、ほかの者にも同様な処理がされているが、4年8月26日において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記標準報酬月額を減額する旨の処理及び平成3年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年8月及び同年9月は26万円、同年10月から4年5月までは24万円とすることが妥当である。

2 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社 に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に被保険者資格

を喪失した複数の者の喪失処理年月日が同年 10 月 28 日であることから、 当該事業所が適用事業所でなくなった旨の処理も同日に行われたと推認 でき、同日に、申立人の同年 10 月の定時決定の記録が取り消された上 で、資格喪失日が同年 7 月 31 日に遡及して訂正されており、ほかの者 にも同様の処理がされていることが確認できる。

しかし、当該処理前の記録から、平成4年7月31日において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当 初届け出た記録から、22 万円とすることが妥当である。

一方、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理が行われた平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する同年10月及び同年11月の給与支給明細書により、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、現在、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用 事業所ではなくなった日が平成4年7月31日から同年12月1日に訂正 されている。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書の保 険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年10月及び11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年2月21日から25年6月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日及び資格取得日を取り消し、当該期間の標準報酬月額を24年2月から同年4月までは5,100円、同年5月から25年5月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年2月25日から同年3月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日を同年3月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月21日から25年6月20日まで

② 昭和27年2月25日から同年3月2日まで

私は、昭和 18 年4月に、B(地名)にあったA社に正社員として入社し、28 年6月 30 日に退職するまで継続して勤務したが、24 年2月 21 日から 25 年6月 20 日までの期間及び同社C支店に転勤になった 27 年2月 25 日から同年3月2日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の事業主から提出された人事記録及び履歴書並びに申立人が所持する辞令及び創立 30 周年記念に伴う表彰状により、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務していることが認められる。

また、A社は、「当社は、申立人に対して、申立期間①中に業務員に 昇格させている上、創立 30 周年記念に伴う表彰状を交付していること から、この間も申立人は継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控 除されていたものと思われる。」と回答している。

さらに、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、 申立期間①に被保険者記録が欠落している者は申立人のほかに見当たら ない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者 台帳及び申立人と同時期に入社した者の標準報酬月額の記録から、昭和 24年2月から同年4月までは5,100円、同年5月から25年5月までは 7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主から喪失及び取得の届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれらの記録処理を行うとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日及び取得日の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から25年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、A社から提出された履歴書及び申立人が所持 する辞令から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社本社か ら同社C支店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主から提出された履歴書において、申立人は、A社C支店D(部門)に異動し、資格取得年月日が昭和 27 年3月2日と記載されていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 27 年1月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月11日から29年7月31日まで 私は、所持している退職証明書に記載されているとおり、昭和27年 6月3日から29年7月30日までA事業所に継続して勤務し、勤務期間 中に勤務場所や業務内容が変わったことはなく、申立期間が厚生年金保 険に未加入とされていることに納得できないので記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB渉外労務管理事務所長が発行した昭和 29 年8月3日付けの「退職証明書」により、申立人が 27 年6月3日から 29 年7月30日まで、A事業所にC(職種)として勤務していたことが確認できる。また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年12月16日に資格を喪失している、申立人と同様にC(職種)として勤務していた当時の同僚二人は、「申立人は勤務地が変わることなくC(職種)として勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 28 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

ついては、事業主が保管する厚生年金保険記録においても、申立人の資格 喪失日が昭和28年6月11日と記録されていることから、事業主が社会保 険事務所の記録どおりに申立人の資格喪失日を届け、その結果、社会保険 事務所は、申立人に係る同年6月から29年6月までの保険料について納 入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、 その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合 を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年 10 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月21日から同年11月1日まで 私は、平成9年10月21日にA社に入社し、雇用保険の資格取得日も 同日とされているのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年11 月1日とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する平成9年11月から11年3月までの給与支給明細書(その記載により厚生年金保険料は翌月控除であることが確認できる。)により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成9年 11 月の給与支給明細書において確認できる保険料控除額(2万4,290円)から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、既に解散していることから事業主に確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所 (当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA渉外労務管理事務所における資格取得日は昭和 24 年 4 月 1 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年から 24 年 5 月 22 日まで

私は、昭和 20 年ごろから米軍キャンプのB (施設) でC (職種) を していた。朝鮮動乱の際、死体を洗う仕事があると誘われたが、死体は 嫌なので断ったことを覚えている。厚生年金保険の被保険者期間が昭和 24 年 5 月 22 日からとされていることは納得できないので、調査してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和24年4月1日から同年5月22日までの期間については、米軍キャンプの労務者の厚生年金保険を管理していたA渉外労務管理事務所は、同年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所になっていることから、当該期間において当該事業所は適用事業所である。

また、当該事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録では昭和24年5月22日と記録されているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日の欄に「24年」のみが記載され、月日の記載が無いが、当該被保険者名簿の申立人の次の欄に記載されている被保険者は、申立人と同様に、資格取得日の欄に「24年」のみの記載となっているにもかかわらず、オンライン記録では24年4月1日に資格を取得したことになっている。

さらに、当該被保険者名簿の別のページに、申立人が昭和 24 年 4 月

1日に資格を取得した記載があるが、申立人及びその前後7人について も資格取得が取り消されている上、当該被保険者名簿には、ほかにも整 理番号の重複や資格取得の取消しが多数見受けられることから、記録の 管理が適切に行われなかった可能性がある。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の被保険者名 簿で確認できる同年代に資格を取得した元同僚の記録から、3,000 円と することが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和20年から24年4月1日までの期間については、A渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和 23 年 12 月1日付保発第 92 号厚生省保険局長通知)により、進駐軍労務者が国の事務所に使用される者として、厚生年金保険の強制被保険者として適用されるようになったのは 24 年1月1日以降であり、これ以前においては強制被保険者としての資格を有していないと推認できる。

さらに、A渉外労務管理事務所の厚生年金保険記録を管理している防衛省D防衛局は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入及び雇用に関する記録は無い。」と回答している上、申立人は、当時の同僚を記憶していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年から 24 年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月1日から61年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B(部門)(現在は、C社)における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日及び資格取得日を取り消し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月10日から同年5月1日まで

- ② 昭和57年7月1日から61年3月1日まで
- ③ 昭和60年11月22日から61年6月21日まで
- ④ 平成3年4月1日から6年3月31日まで

私は、申立期間①及び②については、D社に顧問相談役として勤務しながら、主としてA社においてE(職種)に従事しており、確定申告に際しても主たる所得を同社から得ていたと申告していたのに、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

また、申立期間③については、主としてA社に勤務しながらD社の顧問相談役も引き受けていたので、同社でも厚生年金保険に加入していたのに、被保険者記録が無いことは納得できない。

さらに、申立期間④については、F社に役員として勤務していたのに、 被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、オンライン記録により、A社B (部門)において昭和 57 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を 取得し、同年 7 月 1 日に資格を喪失後、61 年 3 月 1 日に同社において 再度資格を取得しており、57年7月1日から61年3月1日までは被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、C社は、「申立人は、昭和 57 年 2 月 10 日に入社してから 63 年 8 月 12 日に退職するまで在籍していた。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立人は、自分と同様に常勤職員であった。」とそれぞれ供述していることから、申立人はA社B(部門)に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に、申立人が勤務していたA社G営業所で同じ E (職種)であった複数の元同僚は、「申立人がA社B (部門)に勤務していたころの業務内容及び勤務形態は自分と同じであった。」と供述しているところ、当該複数の元同僚を含む同社G営業所でE (職種)に従事していた職員は、オンライン記録によるといずれも申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同じE (職種)の元同僚の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは 考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失 及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に 係る昭和57年7月から61年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、C社は、申立人がA社に昭和57年2月10日に入社したことを認めているが、申立人と同じE(職種)の複数の元同僚は、「当時、入社してから3か月から6か月は、見習い期間として社会保険に加入していなかった。」と供述しているところ、上記元同僚が記憶している自身の入社日は、厚生年金保険の資格取得日の3か月から4か月前であることから、当時、A社は、E(職種)については入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、A社B(部門)は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっ

ており、C社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の存在は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は当時の元同僚を記憶していないことから、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、所在の確認できた元同僚5名に申立人の当時の勤務実態について照会したところ、2名から回答を得たが、具体的な供述を得ることができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 元事業主は死亡していることから、申立人の申立期間③当時の保険料の 控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、F社の元役員1名は、「申立人の入社時期は 覚えていないが、非常勤役員になる前は歩合制で勤めており、社会保険 には加入していない。」と供述している上、複数の元役員は、「申立人 は、非常勤役員であり、役員就任は平成5年6月から6年3月までであ ったと記憶している。当時、非常勤役員は、社会保険(厚生年金保険、 健康保険、雇用保険)に加入させていなかった。」と供述している。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「当時の資料は廃棄した。」と供述していることから、申立期間④当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所のオンライン記録において、申立期間④に申立人 の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで きない。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C工場における労働者年金保険の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は同年11月1日、同社D工場における資格取得日は同年11月1日、資格喪失日は19年10月1日であると認められることから、当該期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 明治37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで 私の夫は、昭和14年12月に正社員としてA社に入社し、昭和17年 11月に同社C工場から同社D工場に異動した。同社C工場及び同社D 工場は労働者年金保険の適用事業所として登録されているにもかかわら ず、ねんきん特別便では資格取得が19年10月1日となっていることに 納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は昭和 14 年 12 月 16 日から 34 年 8 月 31 日までの期間について、同社に継続して勤務していたことを認められる。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿により、申立人は昭和 17 年 1 月 1 日に A 社 C 工場において、「*」の番号で労働者年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる

なお、労働者年金保険制度は、労働者年金法により昭和 17 年1月1日 からの準備期間を経て、同年6月1日から完全施行されている。

さらに、A社C工場に係る労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名

は確認できない上、当該名簿にはページの欠落がみられるなど、社会保険 事務所(当時)における年金記録の管理が適切に行われなかった可能性が 認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 17 年 6 月 1 日に申立人が労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立人は、昭和17年6月1日から19年10月1日までA社に継続して勤務し(17年11月1日に同社C工場から同社D工場に異動)、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に基づき、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及び資格取得日を取り消し、申立期間の標準報酬月額を33年6月から35年3月までは6,000円、同年4月から同年9月までは8,000円、同年10月から36年1月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月10日から36年2月15日まで 私は、昭和30年4月から36年11月まで、B区Cに所在したA社に おいてD(作業)をしていた。途中で転勤したり退職したりすることな く、同社に継続して勤務しており、仕事の内容が変わることもなかった。 厚生年金保険料は、毎月給与から控除されていたと思うので、申立期間 において、厚生年金保険の被保険者期間が32か月欠落しているとする 年金事務所の回答は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において一緒に勤務していたとする複数の元同僚は、「申立人は、申立期間においても一貫してD(作業)をしていた。」と供述していることから、申立人の申立期間における継続勤務が推認できる。

また、当該事業所において、申立人が勤務した昭和 30 年 8 月から申立期間を含む 36 年 11 月までの期間において、申立人以外の元同僚については、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてもA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の標

準報酬月額の記録及び元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 33 年6月から 35 年3月まで 6,000 円、同年4月から同年9月まで 8,000 円、同年10月から 36 年1月まで1万2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年6月から36年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知は行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成 12 年 3 月 20 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月20日から同年4月1日まで 私は、平成12年3月20日にA社に採用され、13年3月27日にA社 B(部門)へ配属された。12年3月の給与は、同年4月25日に支給さ れており、同年3月の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主、人事担当職員及び申立人の元上司は、「申立人は、平成 12年3月20日にA社に入社した。」と証言している。

また、申立人から提出された平成 12 年4月分の給与支給明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該事業所は、「給与は月末締めの翌月 25 日支払いで、厚生年金保険料は翌月控除であることから、平成 12 年4月の給与支給明細書において控除されている保険料は、同年3月分の保険料である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 12年4月分の給与支給明細書により、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の資格取得に係る届出に誤りがあり、保険料を納付していないとしていることから、事業主が平成 12 年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月 16 日から同年 5 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年 5 月 10 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 7 月 14 日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社本社における資格喪失日に係る記録を同年 7 月 14 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かは、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和44年6月30日から同年7月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D支店における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月16日から同年5月10日まで

② 昭和41年12月1日から42年7月14日まで

③ 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和39年3月から60年11月に退社するまで、A社グループに勤務した。同社の子会社であるC社に出向していた40年3月16日から45年7月31日までの期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるC社に継続して勤務し(A社B支店からC社へ異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、C社の元同僚は、「C社の経営が軌道に乗る 昭和 43 年ぐらいまで、同社の給与については、親会社のA社が支給し、 給与計算及び社会保険関係事務も同社の本支店が行っていた。」と供述 している上、申立人は、「C社の会社立ち上げ業務を行っていた。」と 供述していることから、C社の厚生年金保険の新規適用日である 40 年 5月10日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 40 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はC社に継続勤務し(同社本社から同社E支店へ異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「C社E支店の立ち上げ業務を行っていた。」と供述していることから、C社E支店の新規適用日である昭和42年7月14日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社本社における昭和41年11月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、雇用保険の記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はC社に継続して勤務し(同社D支店から同社本社へ異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から、昭和 44 年7月1日と することが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC社D支店における昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和 44 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月1日から55年5月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を54年3月1日に、資格喪失日に係る記録を55年5月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 5 月 27 日まで 私は、昭和 53 年 12 月にA社に入社し、正社員のB (職種) 担当として、55 年 5 月まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、申立人の勤務実態について、「申立人は、申立てどおりの期間に在籍し、正社員として勤務していた。」と供述していることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所で経理及び社会保険事務を担当していた元同僚は、「新入社員の試用期間は3か月であり、その試用期間経過後に正社員となったことを契機に雇用保険に加入させ、健康保険と厚生年金保険についても同時に加入させていた。」と証言しているところ、申立人の雇用保険の取得日は、入社から3か月後の昭和54年3月1日であることが確認できる

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 3月1日から55年5月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事

していた元同僚の被保険者記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届(報酬月額算定基礎届を含む。)を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年3月から55年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年12月1日から54年2月28日までの期間については、上記の経理及び社会保険事務を担当していた元同僚が、「試用期間があった。」と供述していることから、雇用保険に加入していない試用期間であり、厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったと認められる。

このほか、申立人の昭和53年12月1日から54年2月28日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月1日から35年1月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月1日から35年1月15日まで

② 昭和35年2月1日から同年11月1日まで

私は、昭和34年1月から35年10月末日まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は35年1月15日、資格喪失日は同年2月1日となっている。当時の社長と私の伯父が会社を作ることになり、その準備のため、社員が一人もいない34年の正月過ぎに手伝い始めた。申立期間当時の社員旅行の写真もあり、私の加入記録が1か月ということは考えられない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の複数の元同僚は、「自分が入社した 昭和34年4月には、既に申立人が勤めていた。」とそれぞれ供述して いる上、申立人から提出された社員旅行の写真に写っている複数の元同 僚が、「写真は昭和34年10月ごろの社員旅行のときの写真である。」 と供述していることから、申立人が申立期間①においてA社に勤務して いたことが推認できる。

また、A社は、昭和 34 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち、当該事業所が適

用事業所になる前から勤務している複数の元同僚は、当該事業所が適用 事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが 確認できる。

さらに、昭和 34 年4月1日に資格を取得していることが確認できる元同僚の一人は、「申立人の仕事内容は私と同じで、勤務形態に違いはなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和34年4月1日から35年1月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職種である 複数の元同僚の記録及び申立人のA社における昭和 35 年1月の社会保 険事務所(当時)の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 34 年1月1日から同年4月1日までの期間について、A社は、昭和 34 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた当該事業所が 適用事業所になる前から勤務している複数の元同僚は、当該事業所が適 用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること が確認できる。

さらに、当時の事業主は所在不明で、申立人の当該期間における厚生 年金保険料の控除について確認できない。

このほか、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚からは、 申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることができず、申立人の 勤務実態を確認できない。

また、当時の事業主は所在が不明のため、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたかに否かについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2623

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年2月1日から20年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年2月及び同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月から16年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は36万円、17年1月から同年3月までは34万円、同年4月から同年12月までは36万円、18年1月から同年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは36万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年8月は32万円、同年6月は34万円、同年10月から同年12月までは32万円、同年5月は36万円、同年10月から同年12月までは32万円、同年6月は32万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 1 日から 20 年 9 月 16 日まで申立期間において、私が A 社に勤務していた当時の給与額は 30 万円から 35 万円であったが、その期間の社会保険事務所(当時)の標準報酬月額の記録は、20 万円や 9 万 8,000 円とされており、実際の給与額よりかなり低くなっている。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険料の控除額を確認し、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているとこ

ろ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基 づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険 給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及 び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であること から、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。 したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が主張するとお り、申立人から提出された給与明細書により、申立期間のうち、平成 15 年2月及び同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は34万円、 同年6月は32万円、同年7月から16年9月までは34万円、同年10月及 び同年 11 月は 32 万円、同年 12 月は 36 万円、17 年 1 月から同年 3 月ま では34万円、同年4月から同年12月までは36万円、18年1月から同年 9月までは38万円、同年10月から同年12月までは36万円、19年1月 は38万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、 同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年8月 は 32 万円、同年 9 月は 34 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 32 万円、 20年1月から同年3月までは30万円、同年4月は26万円、同年5月は 24万円、同年6月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 申立期間の全期間にわたって、給与明細書の保険料控除額に基づく標準報 酬月額と社会保険事務所の記録が一致していないことから、事業主は、給 与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておら ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料につ いて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の厚生年金保険料 (上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付す る義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2624

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社) C支社における資格取得日は昭和 36 年 2月1日、資格喪失日は同年5月12日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年5月12日まで 私は、昭和33年5月から46年8月末日までA社に継続して勤務して いたが、同社C支社に勤務した36年2月1日から同年5月12日までの 厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社に係る加入者台帳には、申立人が昭和 33 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが記載され、申立期間において継続して勤務していることが確認できるほか、B社も、申立人が継続して被保険者であった可能性があると回答している。

また、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立 人の氏名及び昭和 36 年2月1日の資格取得日が記載されていることから、 申立人が当該事業所に勤務し、事業主から同日付けで社会保険事務所(当 時)に資格取得届が届出されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された「D(書類)」によると、申立人が、A 社C支社において昭和 36 年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取 得していることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険料 を控除されていたと認められる。

一方、当該被保険者名簿は、申立人を含め資格喪失日の記載が無く不自 然なものとなっているところ、オンライン記録において当該事業所が適用 事業所でなくなった昭和36年5月12日が資格喪失日として記録されている者が70人いるが、申立人のみオンライン記録において被保険者資格が記録されていないことが確認できることから、申立人に係る被保険者記録が適正に管理されていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する昭和 36 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 5 月 12 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 36 年 2 月の社会保険 事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 2625

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C 支店における資格取得日に係る記録を昭和37年1月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月17日から同年2月1日まで 私は、A社に昭和33年4月1日から平成6年6月30日まで勤務して いた。昭和37年1月17日付けで同社D支店から同社C支店に転勤した ときの厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された職歴証明書及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和37年1月17日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで

私は、国民年金制度ができたと聞き、加入について実家の兄や近所の主婦達と話し合い、当時の国民年金保険料は1か月100円と掛けやすい額でもあったので、制度発足当初から加入した。保険料はA区役所の出張所で納付したと記憶している。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度ができたときにA区役所の出張所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和38年2月28日に同区に払い出されており、オンライン記録によると、申立人は同年2月28日に任意加入していることが確認でき、申立人の前後の記号番号の被保険者においても申立人の資格取得年月日以前に任意加入した者はおらず、同日、加入手続を行ったことが推認できることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、 申立人に対し申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付方法については、A区役所の出張所に行き、納付していたと申述しているところ、同区では昭和 37年4月からは3か月ごとに区職員が被保険者宅を訪問し、集金する方法に変更しており、申述内容は申立期間当時の納付方法と一部相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から59年6月まで

私が20歳になったときに、私の母が市役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母が出張所か金融機関で納付していたのに未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 58 年*月ごろ、申立人の母が市役所の出 張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民 年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、63 年 8 月 8 日にA市へ払い出されていることが確認でき、申立人は同時期以降に国民 年金の加入手続を行ったことが推認できることから、20 歳になったときに 加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年3月まで

私が20歳になった平成2年*月に、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきた。当時、私は学生だったので母が国民年金の加入手続を行い保険料は毎月納付していた。そのときの領収書は、父の会社に年末調整の確認資料として提出したため手元に残っていないが、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月に、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたと主張しているが、国民年金保険料の納付書については、原則として被保険者となるべき者からの加入手続に基づき、市町村が国民年金手帳記号番号を払い出し、当該手帳記号番号に基づき作成するところ、被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得届は、同市において3年5月14日に受け付けられていることが確認でき、納付書の送付は同日以降になるものと考えられることから、申立人の主張と相違する上、同市に納付書の送付について照会したところ、加入手続前に納付書を送付することはないと回答している。

また、申立人の所持する年金手帳には国民年金の被保険者資格を取得した日は平成3年4月1日と記載され、その資格記録はオンライン記録及び被保険者名簿とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人 に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらな *ل*١,

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から8年7月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から8年7月まで

私は20歳のころ、家業を手伝っており、親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていたと思っていたが、結婚が決まった平成5年2月に未加入であることが分かったので、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚が決まった平成5年2月に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間は基礎年金番号制度が導入される前であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号が払い出されていたステムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続、保険料を納付した時期及び場所についての記憶が明確ではなく、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から55年3月までの期間及び61年3月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月から55年3月まで

② 昭和61年3月から62年12月まで

私は、申立期間①に係る国民年金保険料を還付されていることは領収証書から確認できるが、当時、保険料の納付は母が行っていたため還付されたことを知らず、なぜ還付されたのかも分からないため、申立期間①を納付済期間として認めてもらいたい。また、申立期間②の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はその母が国民年金保険料を納付したとする昭和53年度及び54年度の領収証書を所持しており、申立期間①のうち昭和53年4月から55年3月までの保険料を納付していることが確認できるが、いずれの領収証書にも「還付」の印があり、還付期間、還付金額及び還付決定年月日が記載されており、国民年金被保険者台帳にも還付記録が確認できることから、申立人の母が当該領収証書を持参し保険料の還付申出を行い、社会保険事務所(当時)は、当該還付申出により、保険料の還付処理を行ったことがうかがえる。

また、申立人の所持する年金手帳には、昭和53年2月16日に強制被保険者資格を喪失したことが記載されており、特殊台帳及びオンライン記録の資格喪失日とも基本的に一致しており、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

2 申立期間②については、申立期間②直後の昭和63年1月から同年3月

までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の保険料が、平成2年4月27日及び同年7月20日にそれぞれ保険料を過年度納付していることから、同年4月27日を基準にすると、申立期間②は時効のため保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 さらに申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の諸手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、既に亡くなっているため、申立期間に係る諸手続、納付状況等は不明である。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年8月までの期間及び10年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から8年8月まで

② 平成10年1月から同年5月まで

私は、平成7年10月以降職場を数回変わったが、その都度、妻の分まで含めて私が国民年金や厚生年金保険の加入手続をしていた。それなのに妻の国民年金保険料は納付済みとされ、私は未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、基礎年金番号が導入された平成9年以前の期間であり、国民年金の記号番号の交付がなければ国民年金保険料を納付することはできないところ、申立人の所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、国民年金の記号番号及び国民年金被保険者資格記録の記載は無く、オンライン記録においても、申立人の最初の国民年金の資格取得日は13年7月1日と記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録によれば、平成 11 年 8 月 24 日に申立人について申立期間②に係る「勧奨関連対象者一覧(未適用者) 最終」が作成されていることから、同日まで国民年金の加入手続が行わ れていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

- 3 申立人は、申立期間①及び②に係る年金手帳の交付、納付した保険料額等、具体的な納付状況の記憶が不鮮明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から56年11月までの期間、62年8月から63年3月までの期間及び同年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から56年11月まで

② 昭和62年8月から63年3月まで

③ 昭和63年7月から同年10月まで

私は、昭和56年*月に長男が誕生し、当時居住していたA市B区から 出産一時金を受給したので、これは市民税や国民年金保険料等を納付し ていたからこそ受給できたのであり、55年6月から56年11月までの期間は、保険料を納付していたはずである。また、62年8月から63年3 月までの期間、同年7月から同年10月までの期間については、A市B区 役所から、保険料の督促の連絡を受けた覚えがないので、保険料を納付 しているはずであり、未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日が昭和62年1月26日と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は保険料の納付金額、納付場所についての記憶が明確でないため、申立期間の納付状況が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻の記録も未納とされている。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年8月まで

私の夫が平成元年3月に会社を定年退職したとき、私は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行い、送付されてきた納付書で毎月国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が平成元年3月に定年退職後、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は当該手続を行った時期、保険料の納付方法、納付金額等を記憶しておらず、申立期間の納付状況は不明である。

また、オンライン記録では、申立人の平成元年4月1日付けの第3号被保険者の非該当処理及び第1号被保険者への種別変更処理が、平成6年1月19日に行われていることが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から53年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から53年6月まで

私は、出産準備のため昭和41年6月末に会社を退職して、A市役所で 国民年金の加入手続を行い、納付書に国民年金保険料を添えて同市役所 の窓口で納付していた。申立期間が未加入とされていることは納得でき ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、昭和53年7月1日にB町で国民年金の任意加入者として初めて被保険者資格を取得したことが記載されており、同町の保存する被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は144か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から54年8月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から54年8月まで

私は昭和48年7月17日に国民年金に任意加入しており、54年8月までの国民年金保険料を、市から送付されてきた納付書により毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には昭和 36 年4月1日に国民年金被保険者の資格取得、48 年7月17日に資格喪失、54 年9月5日に任意で再取得と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は、昭和54年7月1日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された番号の一つであり、48年7月から保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は74か月と長期間であり、申立人は国民年金の加入手続を行った時期及び保険料納付の状況についての記憶が曖昧である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から同年10月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から同年10月まで

私は昭和61年11月に結婚し、同年12月ごろA駅の近くのB市役所の出先機関で、国民年金の第3号被保険者の手続をした。そのとき担当者から、同年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、結婚するまでの間は第1号被保険者として加入が必要である旨の説明があった。国民年金の被保険者期間に空きが生じないよう、その場で同年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和 61年 11月 24日」と記載されており、B市の保管する申立人の被保険者名簿及びオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和 61 年 12 月ごろ第 3 号被保険者該当手続を行うとともに、同年 8 月から同年 10 月の保険料を納付したと主張しているところ、B市の保管する申立人の「第 3 号被保険者該当届書」に届出年月日が 62 年 2 月と記載されており、同市の被保険者名簿に同年 4 月上期に第 3 号被保険者資格を新規取得したと記録されている上、オンライン記録には、申立人の第 3 号被保険者該当処理を 62 年 4 月 22 日に行ったと記録されていることから、61 年 12 月ごろ申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から52年3月まで

私の父は、私が20歳になった昭和50年*月ごろに、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。私が所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日が同年*月*日と記載されており、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和50年*月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿には、52年7月23日に申立人に年金手帳を送付したことが記載されていることから、同時期に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立人の主張とは相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、加入手続の時期及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する年金手帳には、昭和50年*月*日に強制で国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されているが、オンライン記録では、52年4月1日に強制で被保険者資格を取得したと記録されており、

A市の国民年金被保険者名簿から、54年11月30日付けで申立人の資格取得日を50年*月*日から52年4月1日に訂正したことが確認できる。

しかし、学校法人Bは、「申立人は、C学校を昭和52年3月に卒業した。」 と回答していることから、申立人は同年3月までは学生であり、申立期間 は任意加入の対象となる期間であることから、同年4月1日を強制加入被 保険者とする当該資格取得日の訂正に不自然な点は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から52年1月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から52年1月まで

② 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和49年9月に結婚してから61年4月に第3号被保険者になる前までの期間、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきたはずであるのに、49年9月から52年1月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に結婚後、国民年金に任意加入したと述べているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、52年2月5日に任意加入者として資格を取得し、56年4月27日に任意加入者の資格を喪失したことが記載されており、その資格記録とオンライン記録の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①及び②の保険料を納 付する前提となる、A市及びB市における別の国民年金手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金への任意加入手続、保険料の納付及び第3号被保険者種別変更手続に関する記憶が明確ではなく、申立期間①及び②における加入手続、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年4月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から44年4月まで

② 昭和44年10月から51年3月まで

私は、第3回特例納付のお知らせが届いたので、夫と一緒にA区のB郵便局で未納分の国民年金保険料を特例納付した。夫にはそのときの特例納付の記録があり、一緒に納付した私には特例納付の記録が無いことは納得できない。また、私の年金記録に記録されている特例納付については、結婚前に親が特例納付してくれていたものである。

第3 委員会の判断の理由

A区が第3回特例納付実施の資料として保管する「附則4条納付者リスト」において、申立人は昭和39年4月から同年6月の国民年金保険料を54年8月18日に特例納付した記載があり、オンライン記録と一致する上、同区の被保険者名簿においては、昭和39年度以降の保険料を納付した記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の保険料を第3回特例納付制度により納付したと主張する金額は、オンライン記録により申立人及びその夫の特例納付記録から算出できる納付金額と一致する上、申立期間のうち、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者である期間は、申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、特例納付制度により保険料を特例納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記 号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。 加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から46年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から46年3月まで

私は、昭和55年ごろに市役所の職員が自宅に来て、国民年金保険料の 過去の未納分を一括で納付できるのはこれが最後と言われて、義父から お金を借りて、義父、夫、私の3人が同席の下35万円の保険料を納付し たのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月9日にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から申立人は同年7月25日から同年8月2日の間に国民年金の加入手続を行い、20歳に 遡って被保険者資格を強制取得していることが推認できる。

また、A市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の資格取得届の受付日が昭和55年8月1日となっており、第3回特例納付制度実施期間を過ぎていることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することはできない上、同名簿及び特殊台帳においても申立期間の保険料を特例納付したことは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間後にも、未納期間が散見され、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

千葉国民年金 事案 2944 (事案 746 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から51年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から51年3月まで

当初の第三者委員会の判断後、新たな資料は見つからないが、私は、 昭和 45 年2月の結婚を契機に夫と一緒にA市役所で国民年金の加入手 続を行い、毎月A市の国民年金の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料 を納付していたことは間違いない。私の年金記録が未納とされているこ とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間の国民年金保険料を、申立期間を通じて、毎月来訪してきたA市役所の集金人に現金で納付したと主張するところ、集金を行っていた時期、集金頻度、保険料納付方法についてはA市役所の証言と異なっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月以降に払い出されており、その時点では、申立期間のうち49年3月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は昭和45年2月の結婚を契機に、申立人の夫と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付したと主張するところ、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は51年10月12日に国民年金の加入手続を行っていることが確認できるが、この時点では、A市における集金人制度は廃止されている。

また、保険料を集金人に納付していた隣人は、A市が集金に来ていた時期は昭和47年9月ごろまでであったと供述しており、この時期は申立人が

国民年金に加入する前であり、国民年金に未加入の期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2945

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から9年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から9年3月まで

私は、20歳になった平成6年*月にA町役場(現在は、B市役所)で 国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、学生で国民年金保険料の 納付が難しく全額免除の申請を行い、申立期間の全額申請免除が承認さ れた。その後、母に勧められて9年4月から13年10月までの間に申立 期間の保険料をA町役場において追納したのに未納とされていることは 納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母に勧められて平成9年4月から13年10月までの間にA町役場で申立期間の国民年金保険料をまとめて追納したと申し立てているところ、年金事務所は保険料の追納については過年度納付と同様の扱いで社会保険事務所(当時)又は金融機関でないと納付できなかったと述べている。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2946

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から47年5月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から47年5月まで

私の家族は、昭和36年4月から国民年金に加入し国民年金保険料の納付を始め、47年に実家で会社を設立して厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料の納付を続けていた。また、40年*月に20歳になってから47年5月までは兄が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月7日にA市に払い出された番号の一つであり、申立人は第3号被保険者の資格を取得するために同年4月に加入手続をしており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の兄は、申立人の姉の保険料も一緒に納付していたと主張しているところ、その姉は申立期間を含む昭和36年4月から52年8月までは国民年金に未加入である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に 判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認 めることはできない。

千葉国民年金 事案 2947

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から54年9月まで

私は21歳のころからA市にあるB社に勤めており、その後は、C区DにあるE社等に勤めていた。いつごろ、どうやって国民年金の加入手続をしたのか、どうやって国民年金保険料を納付したのかよく覚えていないが、申立期間がすべて未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 3 月下旬に払い出された手帳記号番号の一つであり、60 年 8 月 16 日にさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は昭和53年1月21日にそれまで勤務していたF社G 支店を退職した後、A市内のB社に勤務していた20か月の期間において、 厚生年金保険、国民年金等の公的年金制度に加入している状況は確認でき ない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月1日から36年4月1日まで

② 昭和36年12月1日から37年4月30日まで

私は、昭和35年11月にA社B支店に入社し、36年7月1日に同じ ビル内にあった関連会社のC社への異動を命じられ、37年4月末まで 勤務した。この間、申立期間①のA社B支店及び申立期間②のC社にお ける厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の人事情報を管理するD社が保管するE (職種)の退職者名簿により、申立人は、昭和35年11月8日にE(職種)として採用され、A社B支店に配属となり、36年7月1日にC社に移籍したことを理由に退職したことが確認できる。

しかし、E (職種)の退職者名簿において、昭和35年11月11日に申立人と同様に中途採用され、A社B支店に配属となった元同僚は、申立人と同様に36年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当時、当該事業所では、中途採用のE (職種)は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

また、D社は、「当時の賃金台帳、人事記録等を保管していない。」 と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除につい て確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、C 社の被保険者名簿において申立人と同様に職場に在職していた元同僚の 特定が困難であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について 確認できない。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、現在は、F社が事業を継承しているところ、同社は、「継承前の各事業所の人事情報は保存していないので不明である。」と回答しており、申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月31日から51年1月1日まで

② 昭和56年2月1日から同年9月25日まで

③ 昭和59年8月21日から60年7月1日まで

私は、申立期間①については、A社(現在は、B社)に入社し、C (職種)をしていた。申立期間②については、D社に入社し、C (職種)をしていた。申立期間③については、E社(現在は、F社)に入社し、G (作業)に従事していた。いずれの事業所においても正社員であり、給与から保険料を控除されていたので、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当時の同僚を覚えていないため、 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被 保険者資格を有する4名に照会した結果、いずれも「申立人を知らな い。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認 できない。

また、当時の事業主も申立人を記憶しておらず、「当時の資料が無いため、申立期間に在職していたか不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所が加入するH厚生年金基金は、「申立人の厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人がD社に勤務していたことは確認できる。しかし、D社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 11 月 1 日であり、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は、「申立期間当時、申立人から厚生年金保険料を 控除しておらず、社会保険事務所(当時)に納付していない。」と回答 している。

さらに、申立人は、申立期間②中の昭和 56 年4月から次に就職した 58 年2月までの期間は、国民年金保険料を納付していることが確認で きる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立人は、 私の紹介により、E社から委託された業務を請け負っていたので、社員 ではなかった。」と供述している。

また、F社は、「申立人は、社員名簿に記録されておらず、厚生年金保険の資格を取得していない。」と回答している上、同社が加入するH厚生年金基金は、「申立人の厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から30年1月26日まで

② 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

私は、申立期間①については、中学校を卒業後すぐにA事業所に就職して約3年間の見習い期間を過ぎたとき、社長が昭和29年4月から従業員を厚生年金保険に加入させると言ったことをはっきり覚えている。その後、30年1月26日に同事業所を辞めて翌日にB(機関)に入ったので、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることは納得できない。

申立期間②については、昭和38年5月31日にB社を退職したので、 資格喪失日は翌日の同年6月1日となるはずである。退職日に居酒屋の 従業員が翌日(同年6月1日) 開店の準備をしていたことをはっきり覚 えているし、また、退職日に給料を支給してもらったので、資格喪失日 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、申立期間当時、C県内に所在するA事業所という事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、D地方法務局は、商業登記簿において、A事業所は見当たらないと回答としている。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、いずれも姓のみであるため、個人を特定できず、証言を得ることができない。

さらに、申立人によると、当時の事業主は既に死亡していることから、 申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、申立人は、「申立期間後にB(機関)に入隊した。」と述べてい

るところ、B(機関)の上部機関から提出された申立人に係る履歴表の職歴欄において、申立人は、勤務期間は不明であるものの、E事業所に勤務していたと記載されているが、オンライン記録において、申立期間当時、E事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、D地方法務局は、「商業登記簿において、E事業所は見当たらない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、いずれも姓のみであるため、個人を特定することができないことから、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に被保険者資格を有する 11 名に照会をした結果、回答があった9名は、いずれも「申立人を知らない。」と回答しており、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料の所在を確認できないことから、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年11月10日まで 私は、昭和40年9月に私がノートに記載していた履歴書によると、 37年1月からA社に勤務したことになっているが、同社での厚生年金 保険の資格取得日が同年11月10日になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたノートに記載されていた履歴メモ(昭和 40 年9 月7日記載)により、37 年1月にA社に入社、同年 11 月に同社を退社した旨が記載されており、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が唯一氏名を挙げた元同僚は、所在が確認できないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者資格を有し連絡先の確認ができた6名に照会したところ、回答のあった4名のうち2名は、「入社した時期は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した2か月から10か月前であった。」旨供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は、「専務の指示で社会保険の手続をしていた。当時は、出入りが激しく、申立人のことは覚えていない。」と供述している上、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料が保存されておらず、事業主及び専務は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月28日から同年6月20日まで

② 昭和60年6月21日から同年12月10日まで

③ 昭和60年12月11日から61年5月22日まで

私は、申立期間①において、A社(現在は、B社)に、申立期間②において、C社に、申立期間③において、D社(現在は、E社)にそれぞれ勤務したが、これらの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びB社の回答により、 申立人は、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「申立人は、申立期間①において試用期間中であり、 正社員として取り扱っておらず、厚生年金保険料を控除していない。」 と回答している。

また、当該事業所から提出された昭和 60 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚2名のうち、連

絡が取れた1名の供述により、申立人は、C社に勤務したことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録のある5名に照会し、回答のあった3名は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所は、「当時の関係資料は既に無いが、申立人が同僚 として氏名を挙げた者は厚生年金保険に加入させたことを覚えているも のの、申立人を厚生年金保険に加入させた記憶は無い。申立人は、正社 員でなく、臨時職員かアルバイトであったと思われる。」と回答してい る。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人が、D社に勤務したことは確認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚は、既に死亡しているため、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間③に被保険者記録がある5名に照会し、回答のあった2名は、いずれも「申立人を知らない。」と回答しており、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所は、「申立人の厚生年金保険に係る資料が残っていないことから、厚生年金保険に加入させていたかどうか不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、 申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。 このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 10 日まで 私は、高等小学校を卒業と同時に昭和 18 年 4 月にA社にB (職種) として入社し、終戦までC (作業)を行っていたので、当該期間を厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社D支社における集合写真により、申立人は、 期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚5人は、いずれも連絡先が不明のため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同期入社と思われる昭和3年生まれの被保険者のうち、所在が確認できた3人に照会したが、いずれも申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、A社D支社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業を継承しているE社は、「当時の関係書類を保存していない。」と回答しており、申立期間当時の労働者年金保険及び厚生年金保険への加入状況について確認できない。

さらに、当該事業所の労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の 氏名は無い。

加えて、昭和19年11月1日からの資格取得者が記載されている当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の記号欄及び健康保険の番号欄が空白となっていることから、欠番の有無は確認できない上、申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月11日から同年8月1日まで

② 昭和54年12月17日から55年2月11日まで

私は、申立期間①について、昭和 30 年9月にA社に入社し、途中、 社長からA社からB社に社名変更したとの説明を受けた。厚生年金保険 料が給与から控除されていたのに、33 年7月の厚生年金保険の被保険 者記録が無いことは納得できない。

申立期間②について、昭和 54 年 12 月 17 日からC社に正社員として入社した。55 年 1 月の保険料が給与から控除されているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社における申立人の元同僚は、申立人と同様に「A社とB社は、名称が変更されただけで同じ会社であり、継続勤務していて、給与も支給されていた。」と供述している。

しかし、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両社に勤務していた者は、申立人を含めて7名いるが、うち5名は既に死亡しており、唯一連絡の取れた上記供述をした元同僚は、申立人のことを記憶しているものの、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況についてまでの供述は得られない。

また、A社の当時の事業主は既に死亡し、人事記録及び賃金台帳等の所在が不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている7名は、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和33年7月11日)に資

格喪失し、B社が適用事業所になった日(同年8月1日)に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人から申立期間中の給与明細書(昭和 55 年1月及び同年2月)が提出されていることから、申立人が、申立期間 ②においてC社に勤務したことは確認できる。

しかし、給与明細書(昭和 55 年1月)において、申立人は事業主により給与から保険料を控除されていないことが確認できる上、申立人から同年2月 12 日付けで採用時賃金決定票が提出されており、同年2月の給与明細書において、保険料を控除されていることが確認できることから、申立人は同年2月から正社員として採用されたと認められる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和55年2月11日に 資格取得し、57年8月26日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

さらに、申立人は、当時の同僚を覚えていないため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格のある5名に照会したところ、回答のあった4名のうち1名は当時の社会保険事務担当者であったものの、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所は、既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、人事記録、賃金台帳等の所在は不明であることから、申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月29日から同年9月2日まで 私は、昭和60年3月からA社に勤務し、同年9月2日に退職する旨 を伝え、その日に退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年8月 29日になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた日記により、申立人が昭和 60 年 9 月 2 日に A 社に退職の意思を伝えたことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、A社における取得日は昭和 60 年4月1日、離職日は同年8月 28 日となっており、オンライン記録と符合する。

また、申立人は、「昭和60年8月29日から同年9月1日までは欠勤し、同年9月2日に出社して、口頭のみで退職の意思を伝え、退職届等は提出していない。退職日については、会社と特別に話をしていないため、いつにするのか決めなかった。」と供述していることから、A社は、申立人が欠勤する前日の60年8月28日を退職日として、厚生年金保険の資格喪失手続を行ったと推認できる。

さらに、A社は、「当時の資料が無く、厚生年金保険に係る届出等については不明である。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 20 日から 31 年 4 月 10 日まで 私は、A社(現在は、B社)において加入していた厚生年金保険に対 し、脱退手当金が支給されていると社会保険事務所(当時)から言われ たが、同社を退職するときに脱退手当金の請求について説明を受けた覚 えも、またそのような一時金を受け取った覚えもないので、調査してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

A社本店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表記が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後の昭和31年5月7日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人と同じ時期にA社本店で厚生年金保険の資格を喪失し、資格喪失の約2か月後に脱退手当金が支給されている元同僚は、「脱退手当金の請求は、私自身は行っておらず、特に希望したわけではないが会社の庶務の人が行ってくれた。」と供述していることから、当時、同社では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがえ、申立人についても、代理請求が行われた可能性があると考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から52年4月1日まで 私は、A社を昭和51年3月末に退職し、52年4月に元同僚5名と一 緒にB区CにおいてD社を設立した。新会社の設立準備期間中は、E区 Fにあった同名のG社に他の同僚と一緒に勤務し、給与から厚生年金保 険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてG社(E区F)に 勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和47年5月15日に厚生年金保険の適用 事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない 期間である。

また、申立人が氏名を挙げた当該事業所に申立期間当時勤務したとする 同僚のうち3名は、「当該事業所では厚生年金保険には加入せず、給与か ら厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述している。

さらに、B区Cに新会社を設立したとする申立人以外の5名についても、いずれも前職のA社での厚生年金保険の資格喪失日から新会社での資格取得日までの期間は、厚生年金保険に加入しておらず、うち3名は国民年金の被保険者となっており、そのうち1名は申立期間の国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年12月1日まで 私は、A社に昭和53年4月1日にB(職種)として入社し、57年12 月20日に退職するまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控 除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主が申立人に交付した在職証明書により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時、数か月で退職する者が多く、一定期間様子を見てから厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和52年から54年までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している11名に対し照会を行ったところ、このうち7名から回答があり、そのうち2名は、「入社年月日と厚生年金保険の資格取得日とにずれがあり、その間は、厚生年金保険に加入させてもらえず、厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。」とそれぞれ供述しており、そのうち1名は、その間、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付している。

また、上記被保険者原票において、申立人の資格取得日が昭和 53 年 12 月 1 日と記載されている上、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認 できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年7月から21年3月まで

② 昭和22年7月から24年10月まで

③ 昭和25年5月から26年1月まで

④ 昭和26年2月から27年5月まで

⑤ 昭和27年6月から30年1月まで

私は、A事業所のあっせんにより、昭和 20 年 7 月から 21 年 3 月まで B事業所のC丸、22 年 7 月から 26 年 1 月まで D事業所のE丸に乗船していた。

また、昭和 26 年 2 月から 27 年 5 月まで F 事業所のタグボートである G丸に乗船し、主にH(作業)にあたった後、同年 6 月から 30 年 1 月まで I 社のタグボートである J 丸及びK丸に乗船した。

B事業所のC丸、F事業所のG丸については、船員保険の記録が全く無く、D事業所のE丸については、一部期間が相違しており、I社のJ丸及びK丸に乗船していた期間については、昭和27年11月3日から同社L工場での厚生年金保険の記録が確認できるとしている年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所運航船舶一覧表(昭和 24 年 8 月 1 日現在)、A事業所使用船一覧表(五十音順)及び申立人の船員保険被保険者台帳により、B事業所及びC丸の記載は確認できず、また、B事業所は、オンライン記録により、船舶所有者として確認できない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、聞き取り調査等を行うことができない上、M法務局により業務委託を受けているN事業所は、「当該事業所は、旧目録で商号が確認できるが、本店が不明

であり、その後の所在も不明である。」と回答していることから、申立 人の勤務実態について確認できない。

さらに、日本年金機構O事務センターは、「申立期間においてB事業所のC丸はA事業所に供出された形跡は見当たらない。」と供述しており、船員保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、A事業所運航船舶一覧表(昭和 24 年 8 月 1 日現在)及びA事業所使用船一覧表(五十音順)では、D事業所及びE丸の記載は確認できない上、D事業所は、同年 11 月 1 日に船員保険の船舶所有者となっていることから、申立期間は適用船舶所有者となる前の期間である。

また、日本年金機構O事務センターは、「申立期間においてD事業所のE丸はA事業所に供出された形跡は見当たらない。」と供述しており、船員保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は元同僚の氏名を記憶していないこと から、元同僚に確認することができない。

また、D事業所は、昭和 25 年 12 月 30 日に適用船舶所有者でなくなっており、当時の船舶所有者は所在不明のため、賃金台帳、源泉徴収票等の所在は分からないことから、申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、D事業所の船員保険被保険者名簿に記載されている者は、申立人を除いて14名おり、そのうち11名は申立人と同様に新規適用時の昭和24年11月1日に資格を取得し、残りの3人は1か月後の同年12月1日に資格を取得している上、申立人が資格を喪失した25年5月17日以降当該船舶所有者が適用船舶所有者でなくなっており、25年12月に資格を喪失している3名のうち1名の連絡先が判明したが、申立人に係る具体的な供述を得ることができないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

加えて、申立人が資格喪失したとされる昭和25年5月17日以降、D 事業所において船員保険の被保険者資格を取得した者はいない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、申立人は、後職の I 社に勤務する際、前歴と

してF事業所所有G丸に昭和26年2月から27年5月まで乗船していたと回答し、同船での仕事内容を具体的に供述していることから、同船に乗船していたことは推認できる。

しかし、F事業所は、「G丸の所在は不明である。」と回答している 上、オンライン記録上の船舶所有者としても確認できない。

また、F事業所は、「あらゆる部署に確認をとってみたが、G丸の名称の船舶の所在は不明である。」と供述しており、申立人の船員保険の加入状況について確認できない。

さらに、P事業所に照会したが、関係すると思われる部署において、「G丸という名称の船舶の所在は不明である。」と回答している上、P事業所は、オンライン記録で船舶所有者として確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑤については、複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間において、I社L工場が所有するJ丸及びK丸に乗船していたことは推認できるが、当該船舶所有者より提出された人事記録の写しでは、昭和27年6月3日に臨時工として同社Q課に入社し、同年12月16日に常傭となっていることが確認できる。

また、元同僚は、「申立期間当時R課に所属していた 30 名ぐらいが 船員保険に加入していた。」と供述しているところ、申立人は、「R課 に所属していた。」と主張しているが、上記人事記録において申立人は Q課に所属していることが確認できる上、申立人は、昭和 27 年 11 月 3 日に同社の厚生年金保険の資格を取得していることから、当時、R課に 所属し、船に乗っていたとする申立人の主張に記憶違いの可能性がある。

さらに、I社は、「船員保険の資料を保管しておらず、申立てどおりの届出を行ったかは不明である。」としていることから、申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月5日から56年3月16日まで

② 昭和59年4月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間①については、昭和 55 年 7月 5 日から 56 年 3 月 16 日までA社(現在は、B社) C営業所にD(職種)として勤務した。申立期間②については、58 年 12 月 9 日から 59 年 8 月 31 日まで E社(現在は、F社) G(部門)にD(職種)として勤務した。申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社から提出された名簿により、申立人が当該事業所にD(職種)として昭和55年7月5日に入社し、56年3月16日に退社していることが確認できる。

しかし、B社は、「申立人に係る厚生年金保険の加入記録は無い。」 と回答している。

また、B社は、「当時の資料は廃棄している。」と回答していることから、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、複数の元同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚は、「入社してから3か月の見習期間終了後に3か月ごとの成績評価があり、厚生年金保険への加入はそれに基づき決

定されていた。」供述している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立人は昭和 59 年4月頃、 退職している。」と供述していることから申立期間当時の勤務実態につ いて確認できない。

さらに、F社は、「申立期間当時の資料は保存期限を超過しているため無い。」と回答していることから、申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月20日から30年1月5日まで

② 昭和30年5月20日から32年1月17日まで

私の父は、昭和27年10月1日から32年1月17日まで、A社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、父の元同僚を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある元同僚 20 人を抽出し、所在の判明した元同僚 6 人に照会したところ、5 人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えていないことから、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 当時の事業主も既に死亡しているため、厚生年金保険料の控除について確 認できない。

さらに、申立人が申立期間の後に勤務した厚生年金保険の記録のあるB 社について調査したが、当該事業所は、「A社と関連会社であった事実は 無い。」と回答している上、申立期間は、B社が、厚生年金保険の適用事 業所になる前の期間である。

加えて、申立人は、A社において二つの厚生年金保険被保険者番号を払い出されており、重複番号の取消処理が行われているところ、払出番号「*」は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、A社に新た

に払い出され、申立人が昭和 30 年1月5日に資格取得していることが確認でき、申立人に係るオンライン記録と一致することから、申立人は、一度当該事業所を退社後再度入社し、新たな番号を払い出されていることが認められる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における加入記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録と一致し、記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から同年11月1日まで 私は、昭和36年8月から37年1月頃まで、A社に勤務したが、入社 から同年10月までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚は、勤務期間は覚えていないものの、申立人がA社に勤務していたことを記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、複数の元同僚は、「入社後数か月間は厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述していることから、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

また、A社は、既に適用事業所でなくなっており、当時の資料は残っていないことから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。